

世田谷区立郷土資料館館則の一部を改正する規則

世田谷区立郷土資料館館則（昭和39年7月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第8条に次の1項を加える。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（委員の任期の特例）

2 令和8年11月24日に委嘱する委員の任期は、第8条第2項本文の規定にかかわらず、令和10年5月31日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。